

# 意見書

平成21年7月31日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうくにほんぼしにんぎょうちょう ちょうめ

東京都中央区日本橋人形町三丁目10-2

フローラビル 8階

しゃだんほうじん

きょうかい

社団法人テレコムサービス協会

TEL

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証項目	意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証  (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証  イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>現在の第二種指定電気通信設備の範囲は、音声通信やデータ通信を移動通信網で行うための基地局・交換局設備及び伝送路を主体として設定されています。一方で、現状の移動通信サービスは、単なる音声通信やPC(パソコン)によるデータ通信のみならず、NTT ドコモ殿のiモードやKDDI 殿のEzweb に代表されるモバイルポータルサービス、あるいは位置情報を活用したサービスなど、1億契約を超える利用者の相当数が、通信レイヤーより上位レイヤーの、通信事業者が提供するアプリケーションを利用している状況にあります。</p> <p>一方で、これらのアプリケーション用設備は第二種指定電気通信設備ではなく、また、その機能もほとんど開放されていないために、携帯電話事業上位3社によるこれらのサービスの寡占状態が発生し、仮にこれらの設備への接続を申請した場合でも、電気通信事業法が定める第二種指定設備との接続についての規定が適用されないため、公正かつ競争力のある対価での接続ができない状態、即ち、実質的に、携帯電話事業者との協議が円滑に進まず、事業化に至ることができない状態に至っています。</p> <p>この事実は、明らかに新規参入を企図する事業者との公正競争を阻害し、結果的に、我が国の移動通信サービスの自由かつ健全な発展を阻む事態を意味するものであることから、モバイルポータルサービスや位置情報サービスにかかる設備など、上位レイヤー設備についても、第二種指定電気通信設備として認定していただくことを要望します。</p>

<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証  (3) 禁止行為に関する検証  3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証  イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>平成19年度開催の総務省モバイルビジネス研究会の議論を基に、携帯電話事業における携帯端末の販売代金と通信料金を分離して利用者に提示することが決定され、運用されているところですが、実際には、端末代金を製造メーカーからの納入価格より遥かに廉価な値段で取引をしていると思われる第二種指定電気通信設備保有事業者が存在します。</p> <p>この例については、実際、かかる場面に遭遇している事業者から、別途、総務省殿にご相談申し上げる予定ですが、この種の問題は、揺るがしがたい証拠が無い限り問題が解消されないことが多い中、より積極的な事情聴取・実態調査を可能とする制度の導入等がなされることを要望します。</p>
<p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証  (1) 検証対象</p>	<p>&lt;競争セーフガード制度の意義&gt;  競争セーフガード制度は、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連した公正競争要件の有効性・適正性を確保するために、発生した問題に対処し、また、発生する蓋然性が高い問題を未然に防ぐことを目的として創設された制度です。当該制度は、NTTグループや第二種指定電気通信設備を保有する事業者が、適正に事業を実施しているか否かを検証するために一定の効果を発揮しているところであり、今後もこの制度を継続して運用していただきたいと考えます。</p> <p>しかしながら、現在の制度及びその運用によって、問題の根幹にある重要な課題が解決されていないことも歴然たる事実です。その原因は、NTT法及びNTT等に係る公正競争要件など、NTTの事業並びに業務を律する法令等の規定が、現状の実質的な独占体制を排除していないことに起因すると考えます。</p> <p>即ち、持株会社である日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等の100%親会社であり、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対しても株式持分比率が高い筆頭株主であることから、すべての情報が持株会社に集積され、また、持株会社の意向により、実質的に各子会社・関連会社</p>

に対して、統一的な指示が発出されているのが現状であると考えられるからです。

これは、少数株主のいない100%子会社を主体とした事業連合体である限り、自然発生的かつ必然的に起こる至極当たり前の事象です。

特に、NGN や光ファイバ網に係る各種の問題、通信レイヤーのみならず上位レイヤーまでの垂直統合を固定・移動通信の双方について積極的に進めている NTT グループの状況を鑑みると、役員の兼任禁止や各種料金設定の制約条件の付与に代表される現在の法制度下での公正競争要件自体が不十分であり、単に NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の個別の措置を追加するだけでは不十分で、NTT 持株会社が複数の事業会社を保有する現在の資本関係自体を大幅に見直す必要があることは自明であると考えます。

この点を鑑み、NTT 法を始めとする関連法規自体の抜本的な改定を、本格的に検討・実施していただくことを要望します。